

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 28 日

八戸市長 小林 眞
(公 印 省 略)

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲 **〔大館地区〕**
新井田、塩入、妙、大開、松館、十日市集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 12 月 28 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
5 経営体数
法人 1 経営体
個人 4 経営体
集落営農（任意組織）0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
・担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
・単一の農業経営ではなく、水稻、花き、乳牛等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。